

須崎税務署からのお知らせ

# 消費税軽減税率制度説明会

本年(2019年)10月から、消費税軽減税率制度が実施されます。  
軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係します。

## 以下の対応はお済みですか？

- 取り扱う商品の適用税率の確認(軽減税率8%か、標準税率10%か)
- 複数税率に区分した経理の準備
- レジやシステムの導入・改修などに係る補助金の申請手続き
- 複数税率に対応したレジやシステムの導入・入替



「準備はこれから」という方は、説明会(無料)にぜひご参加ください。

### 説明会の開催日程

開催日	開催時間	開催場所
3月19日(火)	午後2時~午後3時(60分)	須崎商工会議所 2階大会議室 (須崎市西糺町4-18)
3月25日(月)	午後2時~午後3時(60分)	四万十町役場 東庁舎1階 多目的大ホール (高岡郡四万十町琴平町16-17)
3月27日(水)	午後2時~午後3時(60分)	須崎税務署2階 第一会議室 (須崎市青木町1番4号 須崎第2地方合同庁舎)

★説明会は事前登録制になります。参加を希望される方はお問い合わせ先まで連絡をお願いします。

※3月19日(火)の説明会は須崎法人会との共催になります。

説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ  
(www.nta.go.jp)の軽減税率制度に関する特設サイト  
「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

【お問い合わせ先】  
〒785-0004 須崎市青木町1番4号 須崎第2地方合同庁舎  
須崎税務署 個人課税部門 ☎0889-42-2357(ダイヤルイン)

## リョーマの休日~自然&体験キャンペーン~

高知県内では2月1日から、高知の幅広い自然体験メニューを対象に展開する観光キャンペーン「リョーマの休日~自然&体験キャンペーン~」を開催しています。

四万十町でもラフティングなどのスポーツアウトドアから各種の自然・文化体験などを展開しています。(一社)四万十町観光協会のホームページ「しまんとたいけん」(shimanto-experience.com)からアクセスしてください。



## 四万十高校の生徒がひな人形の飾りつけ

2月17日、四万十高校の生徒による四万十町郷土資料館へのひな人形などの飾りつけが行われました。これは、4月15日(月)まで高知県・愛媛県の一部で開催されている「四万十街道ひなまつり」を盛り上げようと、同校生徒が3年前から手伝っており、当日は文科系クラブに所属する1・2年生8人が参加しました。旧門脇家住宅と四万十町郷土資料館の開催期間は2月24日~3月31日(日)となっており、約200体のひな人形が展示されていますので、ぜひ足を運んでみてください。

※開催期間は地域により異なりますのでご注意ください。



## 町内ひな祭りイベント

女子の健やかな成長を祈る節句の年中行事「ひな祭り」。今年も町内各地でひな祭りが開催されています。

窪川地域の「古民家カフェ半平」では、築118年の古民家「旧都築邸」を中心に、ひな人形が展示し、古民家が華やかに彩られ、レトロな雰囲気を感じさせています。素晴らしい和の共演。和室で、お茶を飲みながらゆっくりおひな様を楽しみました。(3月10日まで)



大正地域にある、国の登録有形文化財「旧門脇家住宅」では、土地の発展を願っているような美しいおひな様が飾り付けられています。(3月31日まで)

2月24日には、きらら大正で「大正浪漫ひなまつり」が開催されました。20人が4日ばかりでピラミッド型のひな壇(おひな様は800体以上)を設営したかもあり、当日はたくさんの来場者でにぎわいを見せました。

